

愛知県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要領

1 趣旨

愛知県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定に基づき、本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、県内の 1 団体を愛知県地球温暖化防止活動推進センター（以下「推進センター」という。）として指定します。

このため、推進センターとして指定を希望する団体を募集します。

2 指定期間

令和 5（2023）年 4 月 1 日から令和 10（2028）年 3 月 31 日まで（5 年間）

なお、法第 38 条第 5 項の規定により、指定の期間内であっても指定を取り消す場合があります。

3 応募資格

応募できる団体は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人であって、以下の要件を満たす団体とします。

- (1) 定款又は寄付行為に、地球温暖化の防止に寄与する活動^(※)の促進を図る趣旨が記載されていること。

(※)「地球温暖化の防止に寄与する活動」の記述が必ずしも必要ではなく、環境保全活動、循環型社会の実現又は環境負荷の低減等、地球温暖化の防止につながる活動を行う趣旨が記載されていることで足りる。

- (2) 県内に事務所を有し、県内全域において活動を行う体制を整えることができること。
- (3) 令和 5（2023）年 1 月 30 日現在、地球温暖化防止に関する活動実績を 2 年以上有していること（法人化前に任意団体としての活動実績がある場合は、任意団体の活動期間を含む。）。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人等でないこと。
- (6) 特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対する活動を行う団体でないこと。

4 応募方法

- (1) 募集期間

令和 5（2023）年 1 月 30 日（月）から 2 月 17 日（金）まで

- (2) 提出書類

ア 愛知県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（様式 1）

申請書には、次の書類を添付してください。なお、(エ)～(カ)について、法人設立後2年を経過していない場合は、それに準じた書類(任意団体時のもの等)を添付してください。

(ア) 定款又は寄付行為

(イ) 登記事項証明書

(ウ) 役員の氏名(ふりがな)、生年月日、性別、住所及び略歴を記載した書面

(エ) 収支計算書(2年分)

(オ) 貸借対照表(2年分)

(カ) 財産目録(直近のもの)

(注) (ウ)について、本人確認のため必要ですので、戸籍上の性別を記載してください。

イ 推進センターとしての活動に関する基本的な方針(様式2)

法第38条第2項各号に掲げる事業ごとに、指定期間(令和5(2023)年度から令和9(2027)年度まで)の取組における基本方針を記載してください。

ウ 職員配置計画書(様式3)

エ 令和5(2023)年度事業計画書(様式4-1及び4-2)

推進センターとして実施する事業について、法第38条第2項各号に掲げる内容に沿った形で、令和5(2023)年度の事業計画書を作成してください。

なお、作成に当たっては、「7 令和4(2022)年度県委託事業」や環境省の令和5年度重点施策及び予算案等を参考にするとともに、次の(ア)から(エ)までについて、効果的に事業を展開するよう考慮してください。

(ア) 地球温暖化の現状及び防止対策の重要性など情報についての広報及び周知活動

(イ) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策地域協議会の活動支援

(ウ) 国、都道府県、市町村及び民間団体との連携

(エ) その他地域における地球温暖化防止に関する活動支援

オ 活動実績書(様式5)

地球温暖化防止に関する過去2年間の活動実績(法人設立前のものも含む。)を記載したもの(他の団体と協力して行った事業や貴団体が持っているネットワークについては必ず記載してください。)

カ 確認書(様式6)

(3) 提出部数

2部(正副各1部)

(4) 提出方法

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までの時間帯に、(7)の応募先に持参してください。

なお、その際に提出書類の内容を確認しますので、事前に提出予定日時を連絡してください。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出書類に不備がある場合は、期限を定めて追加・再提出を求める場合があります

- す。期限までに提出されないときは、応募を無効とする場合があります。
- イ ヒアリングを実施するため、後日、日時等を連絡します。代表者又は担当者が出席の上、提出書類等についての説明をお願いします。
- ウ 提出書類は、愛知県情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- エ 提出した書類は返却しませんので、必ず控えを取っておいてください。

(6) 応募に関する問合せ

応募に関する問合せ、相談等を受け付けます。来庁される場合は、必ず事前に連絡してください。

なお、審査の途中経過に関する問合せには応じられません。

(7) 応募・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県環境局地球温暖化対策課 調整・企画グループ（県庁西庁舎6階）
電 話 052-954-6213（ダイヤルイン）
ファクシミリ 052-955-2029
電子メール ondanka@pref.aichi.lg.jp

5 指定団体の決定方法

選定委員会による審査を行い、3月上旬頃に県が指定団体を決定します。

<主な審査項目>

- (1) 応募資格の適否
- (2) 推進センターとしての事業遂行能力（組織体制、人材等）
- (3) 財政基盤の安定性
- (4) 地球温暖化防止の普及啓発等に関する活動実績
- (5) 活動基本方針や令和5（2023）年度事業計画の具体性、有効性及び実現可能性

6 指定後の報告

推進センターは、法に基づき、毎年度、事業開始前に事業計画書及び収支予算書を、事業終了後に事業報告書及び収支決算書を知事に提出しなければなりません。

7 令和4（2022）年度県委託事業（6, 820千円）

(1) 地球温暖化防止活動推進員の支援

- ア 地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の活動において相談を受け付け、アドバイスする等活動の支援を行うとともに、推進員の年間活動報告書を取りまとめ、報告する。
- イ 市町村の環境イベントへのブース出展及びストップ温暖化教室における、啓発資材の管理・送付に加え、実施を希望する学校に対するオンラインでの教室の開催、県民アンケートの実施等の推進員への支援を行う。
- ウ 当該年度に新たに委嘱した推進員に対する研修を年1回実施する。また、既存推進員に対するスキルアップ研修を年2回程度行う。

エ 推進員に対して、ストップ温暖化教室のオンライン開催等での授業方法や IT 機器の活用方法についての技術向上を目的とした研修を年 2 回行う。

(2) 地球温暖化対策地域協議会の支援

ア 地球温暖化対策地域協議会の設立相談を受け付け、活動方法についてアドバイスをを行う。

イ 地球温暖化対策地域協議会の活動報告を取りまとめ、報告する。

(3) 「夏休み！おうちでエコアップ大作戦」の運営

ア 募集チラシ・取組冊子等の作成及び印刷

募集チラシ、実施要領及び家庭でできる環境配慮行動等が記載された取組冊子(チェックシート含む)を作成、印刷する。

イ 運営業務

(ア) 県内小学校に対して文書等による募集を行うとともに、推進員と連携し、イベントへのブース出展やストップ温暖化教室等の機会を活用した参加者の募集を行う。

(イ) 参加者への取組冊子の配布・回収を行う。

(ウ) 取組状況の集計を行い、事業実施によって削減された二酸化炭素排出量を算出する。

(エ) 参加者へ参加賞を配布するとともに、一定の取組をした児童に認定証を授与する。また、学校単位での応募については、参加率の高い学校へ環境学習教材を配布する。

(オ) 家庭における地球温暖化防止促進事業についての特設ウェブページを作成し、事業案内、参加者募集、データの集計等を行うほか、参加率が高い学校を公表する。

ウ 事務局の設置

県民や参加者からの事業に関する問合せの対応を行う事務局を設置する。

(注) 県委託事業は、令和 4 (2022) 年度事業であり、令和 5 (2023) 年度以降の事業は変更されることがあります。

＜参考＞関係法令

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地域地球温暖化防止活動推進センター）

第三十八条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をする事。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手續その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（抜粋）

（指定の申請）

第六条 法第三十八条第一項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄付行為
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 法第三十八条第二項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- 五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

（名称等の変更）

第七条 地域センターは、前条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 地域センターは、前条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

（欠格事由）

第八条 地域センターは、法第三十八条第六項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して二年を経過していない者を同条第二項第二号、第三号又は第六号（同項第二号又は第三号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させてはならない。

（都道府県知事等への報告等）

第九条 地域センターは、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、法第三十八条第一項の規定により地域センターとしての指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

2 地域センターは、毎年度終了後三月以内に、事業報告書及び収支決算書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 都道府県知事及び指定都市等の長は、その指定に係る地域センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、地域センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。